平成31年・令和元年 議会傍聴者数（人）

		第1回	第2回	第3回	第4回	閉会中	年間合計	対前年増減数
本会議	定例会	14	107	40	26	－	187	117
	臨時会	7	－	－	－	－	7	7
常任委員会	総務	0	1	0	0	0	1	0
	文教福祉	1	2	0	4	－	7	7
	建設経済	0	0	0	1	－	1	1
議会運営委員会		0	0	0	0	0	0	0
特別委員会（※）		3	－	－	－	0	3	1
合計		25	110	40	31	0	206	133

（※）予算・決算の各特別委員会

議会日誌

【11月】
1日　広報編集特別委員会
5日　市町村トップセミナー
6日　文教福祉常任委員会管外視察
7日　全国都市問題会議（～8日）
8日　NEXT京田辺会派研修（～8日）
11日　千葉県浦安市議会視察来庁
13日　総務常任委員会管外視察（～12日）
18日　建設経済常任委員会懇談会
19日　文教福祉常任委員会管外視察（～14日）
20日　第4次総合計画特別委員会
21日　議会運営委員会（26日、29日）
25日　枚方京田辺環境施設組合定例会
　　建設経済常任委員会管内視察
　　建設経済常任委員協議会

【12月】
3日　第4回定例会〈開会・議案上程〉
　　議会運営委員会〈一般質問〉（10日、11日）
16日　建設経済常任委員会・協議会
17日　総務常任委員会・協議会
18日　文教福祉常任委員会・協議会（25日）
20日　幹事会
25日　第4回定例会〈議案採決・閉会〉
　　広報編集特別委員会

【1月】
8日　京都南風の会・日本維新の会クラブ会派研修（～9日）
9日　総務常任委員協議会
10日　広報編集特別委員会（14日、22日、31日）
15日　文教福祉常任委員協議会・管外視察研修
17日　議会運営委員会（28日）・幹事会
20日　文教福祉常任委員会管内視察
21日　日本共産党京田辺市議会議員団会派研修（～21日）
23日　新任議員等の市内施設見学・研修会
28日　議会運営委員会管外視察（～24日）
29日　議員研修会
　　広報編集特別委員会管外視察
　　（以上主なもの）

中学生の避難所運営訓練を
答 市の訓練への参加を促す

吉高　裕佳子　議員（無会派）

近隣市の中学生による
宿泊型避難所開設訓練の様子

問　避難所となる学校のことをよく知る中学生が、自分の身は自分で守る、自分たちの地域も自分たちで守るという行動ができるように、宿泊型避難所開設訓練を取り入れてはどうか。

（教育部長）　指導要領の改訂などで指導時間の確保が難しい。本市の避難所運営訓練への参加を促していきたい。

問　障害者インクルーシブ防災の視点から、福祉避難所における事業継続計画（BCP）を市も把握しておく必要があると考えるがどうか。

（危機管理監）　福祉避難所の事業継続計画は非常に重要と考えている。今後の連携を通して進めていきたい。

問　災害時には必ずと言っていいほど避難所で女性や子どもへの性被害が出ている。避難所内に乳幼児や子どものいる家庭用エリアや女性専用スペース確保等環境の整備を。

（危機管理監）　必要に応じて乳幼児と保護者専用スペース、女性専用スペースなどを確保する。

問　市民自治のまちづくりを目指すためには、市民活動をより活性化させる必要がある。市民活動団体に適時適切なアドバイスやサポートができ、市民と市民・行政・企業などとのコーディネーター役でもある中間支援機能を含めた市民活動センターの設置が必要と考えるが。

（市民部長）　今後、市民活動の拠点整備や中間支援機能の設置が必要になっていくと認識している。

可決した意見書（全文）

※本会議に提出された意見書案は、ホームページで定例会ごとに掲載しています。

関西電力の金品受領問題の全容解明を求める意見書

関西電力の役員らが高浜原子力発電所の工事発注先の関係者から、不透明かつ多額の金品を受け取っていたことが明らかになった。

公益性が極めて高い電力事業の経営責任者による本事案は、道義に反するあるまじき事態であることはもちろんのこと、市民・国民の信頼を失墜させた責任は重大である。

加えて、原子力発電を含め、エネルギーの需要に関する施策を総合的に策定し、実施する責務は、エネルギー政策基本法に基づき国が有しているところ、本事案は、その根幹を揺るがしかねないと言っても過言ではない。

京田辺市議会としても全国を震撼させた、由々しき問題であると強く懸念しており、国におかれては、本事案について、当事業者である関西電力に任せきりにすることなく、電気事業法に基づく電気事業の運営に係る監督官庁として、徹底的に全容解明されることを強く求める。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、７５歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、アクセルとブレーキ、いわゆるペダルの踏み間違いによる交通事故が頻発している。

警察庁は昨年末時点で約５６４万人いる７５歳以上の運転免許証保有者が、２０２２年には１００万人増え、６６３万人に達すると推計している。

こうした状況を踏まえ、国は２０１７年施行の改正道路交通法で、７５歳以上の運転免許証保有者は、違反時や運転免許証更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として自動車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に運転免許証を返納した場合などの地域における移動手段の確保の取り組みも重要な課題である。

ついては、国におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を図るため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

１　自動ブレーキ搭載の義務化のみならず、ペダルの踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーＳ）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速制御装置」の普及を一層進めると共に、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

２　高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーＳ）に限定した運転免許証の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許証の導入を検討すること。

３　運転免許証を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないような、総合的な「地域公共交通ネットワーク」の更なる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、運転免許証の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。